

## プロポーザル質問回答書

令和8年6月11日

## 1 実施要領に関して

No.	資料	頁	質問	回答
1-1	実施要領	2	2(2)ア(ク) a ごみ処理施設整備基本計画策定業務(施設整備基本構想のみを受託した場合は含まない。以下「同種業務(施設整備基本計画)」という。)とございますが、「基本設計業務」は含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	基本計画策定業務の実績であれば、その業務に基本設計が含まれているか否かにかかわらず、要件を満たすものとして取り扱うものとする。
1-2	実施要領	2	2(2)イ(イ) a の同種業務(施設整備基本計画)は、施設規模が300t/日以上に限定されるものと理解になりますでしょうか。	お見込みのとおり。
1-3	実施要領	2~3	【a管理技術者 c担当技術者(b)】 「平成28年4月1日以降に”完了”した業務の中から、(中略)、完了した実績を有すること。」とありますが、正しくは「平成28年4月1日以降に”受託”した業務の中から、(中略)、完了した実績を有すること。」という認識でよろしいでしょうか。 なお、元の記載が正しい場合は、平成28年4月よりも前に受託した業務も含まれると考えられますが、その受託した年度の規定があれば教えてください。	実施要領に記載のとおり。受託した年度の規定はない。
1-4	実施要領	5	【協力企業】 「実施要領」5ページに、「環境影響評価業務を再委託する場合～8(1)および8(2)について、協力会社にかかる書類についても、提出すること。」との記載がございますが、環境影響評価業務以外の業務を再委託する場合においては、協力会社にかかる「8(1)および8(2)」に関する書類の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
1-5	実施要領	6	「オ 現地説明会」に再委託技術者の参加は可能でしょうか。	参加可能である。
1-6	実施要領	7	キ 第二次審査(企画提案書審査)の実施において「環境影響評価業務を再委託する場合、協力会社の担当技術者(以下「再委託技術者」という。)についても、必ず出席すること。」とされていますが、環境影響評価業務の「環境影響評価業務の再委託に係る例外」を適用せずに現況調査などの環境影響評価業務の一部を再委託する場合も含まれるのでしょうか。	2(2)ウ「環境影響評価業務の再委託に係る例外」を適用せずに現況調査などの環境影響評価業務の一部を再委託する場合は、協力会社の出席を要しない。
1-7	実施要領	7	キ 第二次審査(企画提案書審査)の実施において「環境影響評価業務を再委託する場合、協力会社の担当技術者(以下「再委託技術者」という。)についても、必ず出席すること。」とされていますが、出席する再委託技術者は、ヒアリング参加者5名以内のうち、1名以上で良いでしょうか。	お見込みのとおり。

## 2 審査要領に関して

No.	資料	頁	質問	回答
2-1	審査要領	6	【第一次審査 1事業者の業務実績(3)同種業務(環境影響評価)】 事業者の業務実績の(1)や(2)は「受託した実績」と明記されていますが、(3)同種業務(環境影響評価)は明記がありません。環境影響評価は完了まで3~4年を要するため、「完了」要件とすると平成28年度以降で11件以上の実績を持つ法人は極めて限定的となり、競争性が阻害される懸念があります。複数事業者の参加を促す観点から、(3)も「元請として受託した実績」の認識でよろしいでしょうか。	審査要領別表の第一次審査1事業者の業務実績(1)および(2)の評価基準は、別表冒頭の「平成28年度以降に元請けとして受託し、かつ公告時点で完了した次の実績」とあり、受託し、かつ業務が完了した実績を評価する。(3)についても同様に、「平成28年度以降に元請けとして受託し、かつ公告時点で完了した次の実績」で評価する。なお、(3)については、実施要領2(2)ウ「環境影響評価業務の再委託に係る例外」を適用する場合は、元請けについては評価せず、再委託を受ける協力会社が元請けとして受託し、かつ業務が完了した実績を評価する。
2-2	審査要領	6~7	評価基準における「同種業務(環境影響評価)」の業務実績件数は、方法書~評価書まで一括の業務に限らず、方法書作成、準備書作成、評価書作成のいずれかを含む業務実績を1件とカウントした件数でしょうか。	同一事業(施設)について、条例に規定する一連の手続きの業務実績を評価する。

## 3 様式に関して

No.	資料	頁	質問	回答
3-1	様式第4号	—	【各関連業務実績書の注1】 「公告時点において完了した実績」とあります。しかし、審査要領の評価基準(1)(2)では「受託した実績」となっており、事業者の豊富な経験を幅広く評価するという趣旨は「受託実績」にあると考えます。適正な評価を行う観点から、審査要領(質問書No.1)のとおり、本様式の各業務においても現在履行中の業務を含め「元請として受託した実績」を記載可能という認識でよろしいでしょうか。	公告時点において完了した実績である。 (質問書No.1は質問回答書No.2-1となる。)
3-2	様式第4号	—	【施設整備基本計画】 様式第4号に記載する実績は「完了」が要件と認識しております。一方で近年、基本計画と環境影響評価等の一括発注事例が増加しており、業務全体は契約中でも、先行する基本計画策定自体は完了しているケースが多々あります。豊富な最新の実績を持つ事業者の知見を本事業にも反映する観点から、客観的資料等で計画策定の完了が証明できる場合は、本様式における完了実績として記載可能でしょうか。	お見込みのとおり。
3-3	様式第4号	—	記載する業務は、方法書～評価書までの一括の業務に限らず、方法書作成、準備書作成、評価書作成のいずれかを含む業務実績で良いでしょうか。	2-2に同じ。
3-4	様式第5号	—	【協力企業】 様式第5号の注3に「再委託する場合は全て記載」とあります。弊社は第二次審査の「実施体制」や「地域経済効果」等で本市に最大限貢献するため、地元企業様と協議し最良の体制を提案したいと考えております。しかし参加表明段階で全委託先を確定させることは、地元企業との調整機会を狭める懸念があります。最良の実施体制構築や地域経済効果最大化のため、本様式には参加要件に関わる企業として、「環境影響評価業務の再委託に係る例外」に該当する企業のみ記載し、その他は企画提案時での提示という手順でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3-5	様式第5号 業務実施体制書	—	業務実施体制書に記載する技術者は、総括責任者、管理技術者、照査技術者及び環境影響評価担当技術者であり、その他の担当技術者については記載不要という解釈でしょうか、若しくは自由に記載という理解でよろしいでしょうか。	記載不要である。
3-6	様式第6号	—	予定総括責任者実績書の添付書類である、「注2」所屬・役職について、業務を統括し、指揮する立場であることがわかる組織図等の書面」は、具体的には会社の組織図を想定されておりますでしょうか。また、注1)は組織上の立場又は業務上の立場いずれのご主旨でしょうか。	注1)について、総括責任者に類する立場であれば、組織上の立場又は業務上の立場どちらの業務経験年数でもかまわない。 注2)については、総括責任者に類する立場であることが分かる任意の書類を添付すること。
3-7	様式第7号	—	記載する業務は、方法書～評価書までの一括の業務に限らず、方法書作成、準備書作成、評価書作成のいずれかを含む業務実績で良いでしょうか。	同一の事業(施設)において、方法書から評価書までの一貫の業務のみを記載すること。
3-8	様式第8号 誓約書	—	当社は本件について、秋田営業所として参加表明書を提出いたしますが、誓約書は本店代表者名で作成するのでしょうか、若しくは秋田営業所長名で作成するのでしょうか	本店代表者名で作成すること。

## 4 その他

No.	資料	頁	質問	回答
4-1	仕様書	32	【測量業務】 (1)地形測量(敷地全体)空中写真測量(1/500想定)」との記載がございますが、地形測量の対象範囲は、特記仕様書p.33の「敷地平面図」に示されている範囲という認識でよろしいでしょうか。また、想定されている面積がございましたらご提示いただければと思います。	想定している面積は、秋田市総合環境センターの総敷地面積476,000平方メートルであり、仕様書p.6およびp.29を参考とすること。
4-2	仕様書	32	【測量業務】 空中写真測量(縮尺1/500想定)とのことですが、UAV写真測量で実施しても問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。